

緊急開催
森まさこ法務大臣の死刑執行に
抗議する集会

1月25日(土) 18時30分～
文京区民センター2A

「望月衣塑子さんと考える
／いつまで続く……安倍政
治と死刑」集会の18:30
から望月さんの登壇まで
死刑執行に抗議する集会を緊
急開催します。

年末年始に思うこと

魏巍さんへの死刑執行とゴーンさんの出国

死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会(そばの会)

東京都荒川区南千住1-59-6-302

<http://sobanakai.my.coccan.jp/>

死刑判決を受けて上訴中の方からの年賀状が届きました。葉書の隅に押されている◎マークが東京拘置所の検閲印です。通常、発信できる手紙は1日1通だけに制限されているのですが、年賀状については特別に多く許可されています。受けとる枚数には制限はありませんから、誰からでも、出してあげれば喜ばれるでしょう。ただ、その返事は1日1通に限られてしまうので、多くの人と交流していた方が、年明けの面会の際「とても皆さんに返事を出せないのが申し訳ないです」と恐縮していたことが思い出されます。

☆☆☆

官公庁の御用納めの前日になる12月26日(木)、福岡拘置所で魏巍さんへの死刑が執行されました。1年前の(2018年)12月27日(木)には大阪拘置所で2名の死刑執行がありました。この時期の執行が恒例にされようとしています。

魏巍さんと共犯の2名は中国人留学生でした。(中国に戻った1名は死刑執行、1名は無期懲役になったと伝えられます)異国の地で学び、生活することにどんな困難があったのかはさておいても、被告人として裁判を受けた際に、日本の司法システムのの中で、どれだけ自分の思いや主張を伝えることができたでしょうか。

☆☆☆

大晦日(12月31日)には保釈中のカルロス・ゴーン被告がレバノンに出国していたことが判明し、騒然となりました。没収される保釈保証金は15億円だそうです。

「私は今、レバノンにいる。もはや、有罪が前提で、差別がはびこり、基本的人権が否定されている日本の司法制度の人質ではなくなる。

……私は裁きから逃れたのではなく、不正と政治的迫害から逃れた」という声明が発表されました。

日本が「犯罪人引渡条約」を締結しているのは米国と韓国だけで、レバノンが身柄の求めに応じることはなさそうです。法務省はとんでもない悪夢となった初夢を見続けています。

☆☆☆

「あつてはならない」ことが起こってしまうと、様々な規制や罰則が強化されるのが常です。今後の保釈条件にGPSの着用を義務付けたり、荷物検査の監視カメラの精度を高めるなどの対策が検討されているようですが、なんだか日本という国家自体、社会全体が監獄化されていくようです。

そもそも「あつてはならない」のは犯罪自体であり冤罪です。その冤罪を避けるシステムが日本では機能していない、そんな場で裁判を受けるわけにはいかないとゴーンさんは主張しています。

人質司法はもろろんのこと、死刑制度がある上に、再審請求はほとんど認められることなく、他国からの難民にも不寛容な日本の司法制度の実態を、疑問に思い、批判する声は世界に少なくありません。

東京拘置所の周辺には「保釈保証金」を立て替える金融業者の広告が出ています。数十～百万円の保証金を用意できずに「人質」になっている被告がたくさんいるのです。ゴーンさんのように惜しみなくお金を使える人に、とても同情はできないのですが、その訴えには虚心に耳を傾けてはどうでしょうか。(J)